

第8回教育委員会

令和2年7月14日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第58号

大阪市社会教育委員の委嘱について

大阪市社会教育委員の委嘱について

1 委 嘱

令和 2 年 7 月 2 6 日付けをもって大阪市社会教育委員を委嘱する

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第 2 条による区分	任期	備考
中農 勝己	大阪市体育厚生協会副会長	社会教育の関係者	令和 2 年 7 月 26 日 ～ 令和 4 年 7 月 25 日 【第 1 期目】	新規委嘱
高田 一宏	大阪大学大学院 人間科学研究科教授	学識経験のある者	令和 2 年 7 月 26 日 ～ 令和 4 年 7 月 25 日 【第 2 期目】	再委嘱
出相 泰裕	大阪教育大学教育学部 教授	学識経験のある者		
野崎 志帆	甲南女子大学国際学部教授	学識経験のある者		
前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会 会長	社会教育の関係者		
宮本 隆司	大阪市 P T A 協議会会長	社会教育の関係者		
善積 康子	三菱 UFJ リサーチ&コンサル ティング株式会社 政策研究事業本部主席研究員	学識経験のある者		

2 説 明

令和 2 年 7 月 25 日付けの任期満了により、辻本邦廣氏の後任として中農勝己氏を委嘱する。

高田一宏氏、出相泰裕氏、野崎志帆氏、前田葉子氏、宮本隆司氏、善積康子氏については再委嘱する。

任期については、大阪市社会教育委員条例第 4 条により、令和 2 年 7 月 26 日から令和 4 年 7 月 25 日までの 2 年間とする。

大阪市社会教育委員会議 委員名簿

太字は委嘱、下線は任期満了
(網掛けは変更なし)

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第2条による区分	備考
中農 勝己	大阪市体育厚生協会副会長	社会教育の関係者	委嘱
高田 一宏	大阪大学大学院人間科学研究科教授	学識経験のある者	再委嘱
出相 泰裕	大阪教育大学教育学部教授	学識経験のある者	再委嘱
野崎 志帆	甲南女子大学国際学部教授	学識経験のある者	再委嘱
前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会会長	社会教育の関係者	再委嘱
宮本 隆司	大阪市PTA協議会会長	社会教育の関係者	再委嘱
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 主席研究員	学識経験のある者	再委嘱
辻本 邦廣	<u>元</u> 大阪市体育厚生協会副会長	社会教育の関係者	任期満了
赤尾 勝己	関西大学教授	学識経験のある者	
蒲 浩志	日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会 副議長	学識経験のある者	
北野 幸子	神戸大学大学院人間発達環境学研究科人間発達専攻准 教授	学識経験のある者	
南條 真弘	大阪市青少年指導員連絡協議会副会長	社会教育の関係者	
前田 都陽子	元 大阪成蹊大学教職教育推進本部こども教育支援センター長	学識経験のある者	
正岡 明	読売新聞大阪本社社会部長	学識経験のある者	
吉田 典子	はぐくみネットコーディネーター	学識経験のある者	

委員の略歴

○ 中農 勝己(なかの かつみ)氏

<現職>大阪市体育厚生協会 副会長

<その他公職等>

大阪市城東区スポーツ・レクリエーション協会 会長

○高田 一宏(たかだ かずひろ)氏

<現職>大阪大学大学院人間科学研究科 教授

<主な略歴>

平成7年～ 大阪大学人間科学部助手

平成8年～ 姫路工業大学環境人間学部講師

平成15年～ 姫路工業大学環境人間学部助教授

平成16年～ 兵庫県立大学環境人間学部助教授

平成19年～ 兵庫県立大学環境人間学部准教授

平成22年～ 大阪大学大学院人間科学研究科准教授

<研究分野・専門分野>

教育社会学、同和教育論、コミュニティ教育論

○出相 泰裕(であい やすひろ)氏

<現職>

大阪教育大学教育学部教育協働学科教育心理科学講座 教授

<主な略歴>

平成8年～平成10年 早稲田大学第一文学部教育学専修助手

平成12年～ 大阪教育大学教養学科講師

平成17年～ 放送大学客員助教授

平成20年～ 大阪教育大学教職教育研究開発センター准教授

平成25年～ 放送大学客員准教授

<研究分野・専門分野>

教育学、社会人学生論 社会人学生、リカレント教育、大学開放論、大学の地域貢献

○野崎 志帆（のざき しほ）氏

<現職> 甲南女子大学国際学部 教授（～現在）

<主な略歴>

平成 14 年～ 甲南女子大学文学部多文化共生学科 専任講師

平成 18 年～ 甲南女子大学文学部多文化共生学科 助教授

平成 20 年～ 甲南女子大学文学部多文化コミュニケーション学科 准教授

<研究分野・専門分野>

人権教育、国際理解教育、多文化教育

<審議会等の委員>

豊中市人権文化のまちづくりをすすめる協議会委員

○宮本 隆司（みやもと たかし）氏

<現職>

大阪市 PTA 協議会会長

<その他公職等>

近畿ブロック PTA 協議会副会長

<略歴>

H28.6～H29.5 港区 PTA 協議会会長

H28.6～R1.5 大阪市 PTA 協議会副会長

R1.6～現在 大阪市 PTA 協議会会長

○前田 葉子（まえだ ようこ）氏

<現職> 大阪市地域女性団体協議会 会長

<主な略歴>

昭和 61 年～ 三和住宅（株）代表取締役（～現在）

平成 24 年～ 大阪市中央区地域女性団体協議会 会長

平成 26 年～ 大阪市中央区地域振興会 副会長

<審議会等の委員>

大阪市男女共同参画審議会、すこやか推進委員会

○善積 康子（よしづみ やすこ）氏

<現職> 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部 主席研究員

<主な略歴>

平成 20 年～ 立命館大学産業社会学部「まちづくりと産業」非常勤講師

<研究分野・専門分野>

福祉政策（高齢者、障害者、児童等全般）、保健政策、学校教育、住宅政策、地域振興、活性化、市民協働まちづくり支援

大阪市社会教育委員条例

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき、大阪市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は20人以内とする。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例施行後最初に委嘱する委員のうち、半数の委員の任期は1年としその委員はくじで定める。

附 則(平成26年3月4日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。